

5月 大阪 ビジネス・ロー・スクールのご案内

〔重点集中講義〕

総務担当者のための法律知識と法律技術

主催 株式会社 商事法務

開催の要領

- 講師 松本伸也 弁護士（丸の内総合法律事務所）
 - 日時 2017年5月2日（火）
午前10時～午後5時（計6時間）
 - 会場 大江ビル13階会議室
（大阪市中央区農人橋1-1-22）
 - 定員 40名（申込順）
- ※受講に際しては、最新の六法を必ずご持参下さい。

- 受講料 37,800円（1名分、税込）
 - 同一の受講申込書にて1社2名以上申込の場合、2人目から2,160円引きといたします。
 - 経営法友会会員の方を対象として、先着10名様までに限り、26,460円（1名分、税込。上記割引との併用はありません）に割引いたします（10名に達した時点で割引を締め切ります）。会員の方は、下記受講申込書の「 経営法友会会員」の に✓を入れて下さい。
 - 講義資料・レジュメのみの販売はいたしません。
- ※会場での録音・撮影、パソコン・携帯電話の使用はご遠慮願います。

講座開設の趣旨

くわしくは、裏面申込要領をご覧ください。

- ▶総務部門は、管理部門の要として、企業活動全般を円滑にすすめるための重責を担っています。そして、その業務は、法律ないし法律問題と密接に関わる事柄が多く、担当者にとっては法律知識・法律技術の習得と法律的なものの見方（リーガル・マインド）の涵養は、必須かつ最大の課題といえましょう。
- ▶本講座では、総務部門の担当者が日常業務を的確に遂行していくうえで必要不可欠の法律知識とその効果的な活用方法（法律技術）について、具体的場面を想定しながら、事例を交えて平易に解説いたします。
- ▶担当者の皆様の即戦力養成・能力向上に本講座を積極的にご活用いただきたく、ご聴講をお待ち申し上げます。

〈大阪〉

受講申込書

株式会社 商事法務 御中

FAX 03-3664-8843

2017年 月 日

(5/2) 〔重点集中講義〕総務担当者のための法律知識と法律技術（37,800円1名分）(但し 名分)

社名	部 署	業 種		
住所	(〒 -)		電話番号	
受講者名	左記受講者のEメールアドレス		社歴等（端数切上） 入社後 実務経験	今後のご案内の要否（※）
①			約__年 約__年	郵送希望 Eメール希望
②			約__年 約__年	郵送希望 Eメール希望
③			約__年 約__年	郵送希望 Eメール希望

（※）本「受講申込書」ご記入の連絡先に、今後のセミナー案内等をすることを希望される方は、○で囲んで下さい。↑

経営法友会会員（会員会社の方は、 に✓をお入れ下さい。）

1. 会社における総務部門の役割

- (1) 会社とは何か
- (2) コーポレート・ガバナンス
- (3) コンプライアンス
- (4) 内部統制
- (5) コーポレートガバナンス・コード
- (6) 社会的責任（CSR）
- (7) 総務部門の役割

2. 法律知識の重要性

- (1) リーガル・マインドとは
- (2) 六法の正しい引き方
- (3) 法律条文と解釈
- (4) 判例の正しい読み方

3. 文書管理をめぐる法律知識

- (1) 文書の重要性
- (2) 稟議書・株主総会議事録・取締役会議事録
- (3) 処分証書（権利義務の発生・変更・消滅）に関する文書—契約書等
- (4) 通知文書の留意点
- (5) 日付と確定日付
- (6) 重要文書の保存期間

4. 署名と印鑑に関する法律知識

- (1) 署名と記名押印
- (2) 文書に記名押印がなされていることの意味
- (3) 会社印の種類
- (4) 印鑑管理の必要性—社印取扱規則

5. 株主総会・取締役会の法律知識

- (1) 株主総会・取締役会の権限と運営
- (2) 株主総会・取締役会の開催と決議
- (3) 議事録の作成・保管方法

6. 商業登記の法律知識

- (1) 商業登記の重要性
- (2) 重要な登記事項
- (3) 登記事項の変更と会社の義務

7. 債権管理の法律知識

- (1) 債権・債務の発生原因
- (2) 代金請求—請求書・督促状・催告書
- (3) 内容証明郵便の意義と書き方
- (4) 支払延期の要求にどう対処すべきか
- (5) 消滅時効
- (6) 仮差押えと訴え提起

8. 従業員の事故・不正の法律知識

9. 紛争解決・訴訟の法律知識

10. 弁護士の上手な活用法

お申込要領

■受講のお申込みは、所定の「受講申込書」に必要事項をご記入のうえ、下記「申込先」まで郵送、またはFAXにてご送信下さい。なお、弊社HP上から直接申し込むこともできます。

■申込み受け付け後、請求書・受講票、振込用紙をご送付いたします。受講料は、請求書到着日からセミナー開催後1ヶ月以内の間にお振り込み下さい。特にお申出のない限り、郵便局または銀行の受領証をもって領収証にかえさせていただきます。なお、「振込手数料」は、ご負担下さいますようお願いいたします。

■受講料の払い戻しはいたしませんので、ご都合の悪い場合は、代理の方のご出席をお願いいたします（この場合は、必ず事前に下記「問合先」までご連絡下さい）。

■ご記入いただきました個人情報は、弊社の「個人情報保護方針」(<http://www.shojihomu.co.jp/privacy-policy.html>)に従って適切に取り扱います。

■反社会的勢力と判明した場合には、セミナーへの出席をお断りいたします。

■講義内容・趣旨等を考慮のうえ、セミナーへの出席をご遠慮願う場合がございます。

■大地震発生等の諸事情により、セミナーを中止・延期する場合がございます。

■申込先 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-9-10(茅場町ブロードスクエア3階)

株式会社商事法律ビジネス・ロー・スクール FAX03(3664)8843 (専用)

※FAXによりお申込みいただく場合は、「受講申込書」を切り離さずにご送信下さい。

■問合先 電話03(5614)5650 (ダイヤルイン)

Eメール: law-school@shojihomu.co.jp

URL: <http://www.shojihomu.co.jp/>